

小口貨物の通関・関税制度 (タイ)

2009年12月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
バンコク・センター

目次

小口貨物の通関・関税制度 (タイ)	2
1. 通関手続きおよび関税制度	2
1-1. 国際郵便	2
1-2. 商業用小口貨物	3
1-3. 見本品	3
1-4. 贈答品	3
1-5. 旅具通関制度	3
1-6. 引越し貨物	4
2. 個人輸入の数量限度について	5
3. 小口でも扱えない輸入禁止品目	5
4. 展示会用の小口貨物について	6
4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き	6
4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き	8
5. その他 小口通関に関して日本の輸出者が留意すべき事項	9
5-1. 規制省庁	9
5-2. 通貨の持ち込み/持ち出し規制	9
5-3. 物品の一時預かり制度	10
5-4. 液体、ジェル、スプレー等の機内持ち込み規制	10
5-5. その他の条件	10

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

小口貨物の通関・関税制度（タイ）

1. 通関手続きおよび関税制度

1-1. 国際郵便

タイ国内に輸入する郵便物は、宛先人に引き渡す前に通関手続きにおける選別検査を実施するため、関税局担当官及びタイ郵便株式会社職員により開封検査される。通関手続実施のための郵便物は次の3種類に選別される。

(1) **免税物品**： 次の原則に当てはまる物品をいう。

- 各梱包の価格が1,000 バーツ以下の物品
- サンプルとしてのみ使用可能な、取引価格のない商品サンプル

タイ郵便株式会社は差出人が梱包上に記載した住所に従い、宛先人に物品を配送する。但し、個人宛小口輸入でも輸入ライセンスが必要な商品はライセンスの取得が必要である。

(2) **課税物品**： 梱包数にかかわらず、差出人から宛先人に一度にまたは複数に分けられて送付される物品で、FOB 価格 (Free On Board) の合計が 40,000 バーツ以下 (107,000 円) かつ規制物品、除外物品、輸入前のサンプル分析を要する物品でないもの。

関税局担当官は、価格及び税額を評価した後、物品をタイ郵便株式会社に渡す。タイ郵便株式会社は、関税局に代わって税金を徴収するために物品を目的地の郵便局へ送付する。タイ郵便株式会社は「国際郵便受取通知書」(NOTIFICATION TO COLLECT INTERNATIONAL POSTAL ITEMS)を発行し、通知書に記載された郵便局での物品受領と税金納付について宛先人に通知するため、同通知書を送付する。郵便局では関税局に代わり領収書を発行する。

(3) **上記以外の物品 (輸出入規制物品、輸入ライセンス必要物品)**：

関税局担当官は、商品倉庫に保管させるためにタイ郵便株式会社に物品を渡す。タイ郵便会社は、「国際郵便受取通知書」を発行し、郵便・空港関税サービス部もしくは通知書に記載された税関での通関手続と物品受領について宛先人へ通知するため、同通知書を送付する。郵便局では関税局に代わり領収書を発行する。

物品価格が 40,000 バーツを超える場合、受取人は商品輸入申告書を作成し、関税局コンピュータシステムに電子データを送信しなければならない。郵便・空港関税及び空港は、商品輸入申告書作成についての指導を行う担当者を配置し、電子データ送信サービスを提供するサービスカウンターを設置する。

物品価格が 40,000 バーツ以下の場合、受取人は商品輸入申告書を作成する必要はない。関税局担当官が価格評価及び税金徴収を同時に実施する。

国際宅配便・国際郵便の物品受領申請の必要書類

(1) **自身で受け取る場合**

- 国際郵便受取通知書
- 通知書に記載された宛先人の ID カードもしくは行政発行カード

(2) **他人に受け取りを委任する場合**

- 宛先人が「国際郵便受取通知書」の裏面に、被委任者に対する委任の内容詳細を記入し、両者が署名したもの
- 宛先人の ID カードのコピー (コピーには本人証明として要署名)
- 被委任者の ID カード

(3) **宛先人が株式会社や有限パートナーシップ等の法人の場合**

- 「国際郵便受取通知書」の裏面に委任者が署名し、会社印を押印したもの
- 所有者やマネージャーの ID カードコピーもしくは法人書類への署名権限者の ID カードコピー (コピーには本人証明として要署名) 及び被委任者の ID カードコピー。被委任者は第三者に委任することはできない。
- 会社、パートナーシップ、店舗の登記証明書のコピー。コピーには署名をし、会印を押印する。

1-2. 商業用小口貨物

旅行者の携行品であっても、1000 パーツを超えて、商業目的で持ち込む場合、課税対象となる。レッドレーンの窓口に行って、簡略輸入申告フォーム（課税価額が 80,000 パーツまで簡易通関が可能）による納税申告手続きを行うことができる。

1-3. 見本品

見本品：サンプル品は免税。但し、商業的価値がない(Non-commercial Value である)ことが条件。例えば、靴であれば1足ではなく、片足だけのものなど。

販促イベントで消費される製品：1000 パーツを超える場合、課税対象となる。

商業貨物（専門職用機器）：

1,000 パーツを超える場合、課税対象。但し、国外滞在中に業務上使用し、使用開始済みの機器の場合は 20,000 パーツを超えても、旅行者の立場に応じた数量分だけ免税措置を受けることができる。

1-4. 贈答品

1,000 パーツ以上は課税の対象となるが、ケースバイケースで旅行者の立場に応じた数量分だけ免税になる場合もある。

1-5. 旅具通関制度

旅行者の個人用携行品には、以下の免税枠がある。免税のグリーンレーンを通関することが可能。

- アルコール 1 リットル以下
- タバコ 200 本以下または葉巻・かみタバコ 250 グラム以下
- 価額合計が 10,000 パーツ以下のもの（但し、領収書の提示を求められる場合がある）
- 使用済みの個人用携行品

旅行者の個人用携行品であっても 1 万パーツ以上 8 万以下のものは簡易税率による課税となる。携行品の種類が多い場合は、関税分類にも時間がかかり、手続きが煩雑になる。その場合は、本人の同意のもと、一律 30%の関税を支払って通関することができる。

上記 1-2 から 1-5 まで 8 万パーツ以下の物品で課税対象となる場合、通常の輸入申告書を作成する必要はなく、レッドレーンでの簡易通関手続きの後、納税する。但し、別送品の場合は 1-1。国際郵便の場合と同じ扱いとなる。

通常、輸入関税を納付する場合、Paperless System を利用するが、小口輸入（旅行者の携行品は 80,000 万パーツ以下、国際宅配便・国際郵便は 40,000 パーツ以下）の場合はこのシステムを利用せず、直接課税窓口（レッドレーン）での手続きが可能である。

なお、物品税の対象品目（アルコール飲料、タバコ、トランプ、ノンアルコール飲料、香水、ウールの絨毯等）については、レッドレーンで一律 30%の簡易関税（物品税が課税されていない）を支払ってから通関しても、物品税局担当官から物品税の納税申告不備や輸入ライセンス申告不備を指摘されると、関税法に基づき、物品価額の 4 倍相当の罰金が科せられ、物品も没収されることもあるので、持ち込む物品が上記の数量を超える場合は、グリーンレーンの税関ボックスに廃棄することが勧められる。特に香水については、個人が自分用に消費する分の持ち込みは可能だが、数量は税関の判断により、大量の場合は課税対象となる。また輸入税が 30%以上のためレッドレーンで申告しても 8 万パーツまでは簡易通関が可能にもかかわらず、通常の輸入手続きをとらせることもあるので、注意が必要である。

1-6. 引越し貨物

出入国する者が個人的に利用する携行品以外で、当人が国外滞在中に日常生活で使用する引越し貨物は日用品（例えば、テレビ、冷蔵庫、エアコン、アクセサリなど）でなければならない。持ち込む日用品は、住所移転前から当人の所有物でなければならない。

引越し貨物の免税原則

- 関税免除対象の日用品は、タイ人／外国人は問わず、タイ国内に住所を移転する者が持ち込まなければならない。
- 免税対象の日用品の数は、立場に応じた数量分（常識的に使用される範囲）に限られ、既に使用が開始されたものでなければならない。電化製品（例えばラジオ）などは1台のみ免税となる。複数持ち込んでも免税対象は1台のみである。但し、家族全員が住所を移転する場合には、1種類につき2台まで免税が認められる。最も関税率の低い物品が免税対象となる。冷蔵庫や電話などもラジオと同じ免税基準が適用される。
- タイ国内への住所移転前に住所を有していた国から持ち込むものでなければならない。
- タイへの入国1ヶ月前から入国後6ヶ月以内に持ち込まなければならない。特別な事情がある場合、関税局長の権限で上記期間を延長することもある。

住所移転の原則

- 1) タイに住所を移転する外国人は、パスポートまたは外国人身分証明書に入国割当許可を得なければならない。
- 2) または、タイ国内での就業を許可された外国人は、住所を移転するものとみなされるので、入国管理局から1年以上の滞在許可を受けなければならない。滞在許可は出していないが、緊急事態の場合は、「入国管理事務局による1年ごとの一時滞在許可証」または「労働局の1年以上の就業許可証」のいずれかが必要である。
- 3) 専門家や特別技術者として、または公的機関との雇用契約に基づき入国する外国人は、入国管理局がNON IMMIGRANT(非移民)の1年以上の滞在許可を出したことを当該公的機関が証明する文書が必要である。

上記2)または3)に該当する外国人が配偶者を随行し、入国管理局から初回90日以内の滞在を認められている場合、当該随行者はタイ国内に住所を移転するものとみなされる。

また、Non-Immigrant Oビザの資格で、永住のためタイ国内に入国する外国人、またはタイ人の妻を随行する外国人は1)に該当しない。

必要書類

- 輸入申告書（フォーム KorSorKor. 99/1）
- パスポート
- 入国管理局による1年以上の一時滞在許可証、または、労働派遣局による1年以上のタイ国内での就業許可証
- タイ人の場合、住所移転を示す証明書が必要（例えば、教育機関からの証明書、異動命令書、雇用終了通知書など）

2. 個人輸入の数量限度について

- **食品、化粧品**
- **医薬品**：本人が使用する医薬品の場合、診断書を提出することにより、輸入ライセンスの免除が可能である。到着日に医薬品の輸入ライセンスを提示できない場合、食品・薬品委員会事務局の空港事務所で輸入許可申請はできるが、許可が出るまで当事務所で当該物品を扱わなければならない。その場合、罰金を取られることもある。
- **医療機器：個人輸入でも輸入ライセンスが必要**

個人輸入の数量限度は明確化されておらず、担当者の判断による（本人の立場に応じた数量分だけ免税措置を受けることができる）。

輸入ライセンスが必要とされるものは、数量を問わず輸入手続きをしなければならない。上記物品を持ち込む旅行者はレッドレーンで申告することをお勧めする。

3. 小口でも扱えない輸入禁止品目

タイにおいて、**禁止物品(Prohibited goods)**とは、法令により輸出入が禁止されている物品をいう。通過すら禁止される場合もある。禁止物品の輸出入を行うものは関連法令、1926年関税法第27条および第27条2に基づく違反により処罰を受ける。輸出入禁止品目は以下の通り。

- 猥褻な書籍、スケッチ（絵）、プリント画、絵画、印刷物、画像、広告映像、マーク、写真、映画等の猥褻物、またはその他猥褻物
- 国旗のマークや模様のある商品
- 麻薬等取締法違反の薬物類については所持、摂取のための所持、生産者や購入者、売人、輸送者としての所持の場合でも、死刑を科せられる可能性もある。
- 偽造または模造された紙幣、国債、証券類、不正に軽量化したコイン
- 偽造された国章または王室の紋章、行政の紋章
- 著作権侵害物品（例：音楽テープ、CD、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍、第三者の著作権を侵害し複製・改造されたその他商品）
- 商標偽造・模倣商品

4. 展示会用の小口貨物について

4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き

国際会議／国際展示会の振興および開催の便宜を図るため、国際会議及び国際商品展示会において使用する目的で輸入する物品の免税規則として、商品の一時的な輸入を希望する者は二通りの方法がある。

1. 関税局と保証契約を結び、担保を提供する方法
2. ATAカルネを利用する方法

1. 関税局と保証契約及び担保を締結する場合

一時的商品輸出入の原則

- 現金もしくは銀行保証を差し入れたうえで、関税局と保証契約及び誓約を締結すること
- 関税局の定める期限内（通常6ヶ月以内）に再輸出しなければならない。
- 輸入者が物品を輸出した場合、担保返還のために、実際に輸出された旨を示し、関税局担当官承認済みの輸出申告書コピー等の輸出の証拠を、監査官に提示しなければならない。
- 輸入者が関税局の定める期限内に物品を再輸出できない場合、輸入者は税金を納付しなければならない。次の2事例に分けられる。
 - (1) 輸入者が関税局と締結した保証契約や担保期限満了前に輸入税を納税する場合、関税局は輸入日の価格税率に基づく税金に加えて法令に基づく追徴金を徴収する。
 - (2) 輸入者が保証契約や担保満了までに商品を輸出しない場合、関税局は保証金や担保を没収する。

国際会議において使用する目的で輸入する場合：

政府機関やタイ政府が承認する国際機関が実施する国際会議、またはタイの社会、技術の発展に寄与する民間組織が実施する国際会議で使用するために輸入する物品であること。

低価額で、会議参加者に配布することが明確なファイル、書類、データ記録、印刷物等、会議に必要な物品、会議／展示や試験のための素材、会議で消費される適当な量の特別に用意した物品等以外の物品は、輸入日から3ヶ月以内に輸出しなければならない。輸入者は規定の条件に従い関税局と保証契約や誓約を締結しなければならない。

輸入者は、外国為替法及び国内への物品輸入における禁止事項・規制事項についての法令を遵守し、許可審査のために輸入地の関税事務局や税関に前述の物品の詳細及び数量を示すリストを提出する。

国際商品展示会において使用する目的で輸入する場合：

国民への一般公開を目的として開催される国際展示会で一時的に展示するために輸入する物品であること。輸入者は関税局の定める期限内に商品を輸出する旨の保証契約や誓約を締結しなければならない。なお、物品が消耗品（印刷物や広告物、配布物、粗品等）であることが明らかの場合、輸入者は通常税金を納付しなければならない。

必要書類

- ①輸入申告書原本及び写し
- ②輸送証券(Bill of Landing or Air Waybill)
- ③インボイス (Invoice)
- ④通関指示書(KorSorKor. 100/1)
- ⑤ (CIF 価格が500,000 バーツ以上の場合)、外国取引フォーム(Foreign Transaction Form)
- ⑥パッキングリスト(Packing List)
- ⑦保険料通知書(Insurance Premium Invoice)

- ⑧ (該当する場合) 輸入許可証
- ⑨ 免税措置申請書及び誓約申請書 (輸入者の書類を使用する。記載内容は以下のとおり)
- 輸入物品種類
 - 輸入目的
 - 会議や商品展示会の開催場所及び期間
 - 会議参加人数 (国際会議の場合)
- ⑩ 会議主催者/国際商品展示会開催場所オーナーの保証書

通関手続き

- 輸入者または代理人は、必要書類を輸入地税関の輸入部署特権・投資奨励部に提出する。
- 関税局は関連書類を検査し、書類が適切である場合は商品輸送証券番号を発行し、輸入保証金額を定める。
- 輸入者または代理人は、経理・税金部で担保 (現金もしくは銀行保証) を納付する。
- 保税地域から物品を受け取る (保証差し入れの証拠を商品検査部署に提示する)。

2. A T Aカルネを利用する場合

A. T. A. CARNET は、A. T. A. CARNET 条約国での免税仮輸入物品通関に使用し、次の 4 枚で構成される。

- 表紙及び裏表紙 (緑色) 及び続紙 (白色)
- 輸出フォーム及び再輸入フォーム (黄色)
- 輸入フォーム及び再輸出フォーム (白色)
- 入国フォーム及び出国フォーム (水色)

再輸入 (Re-Import) 通関手順

- (1) 輸入者は、再輸入フォーム (黄色) の控え (RE-IMPORTATION COUNTERFOIL) 及びバウチャー (RE-IMPORTATION VOUCHER)、通関指示書、関連書類を税関に提出。
- (2) 関税局は書類を検査し、輸出と一致した場合に免税許可および全書類を輸入者に返却し、通関手続きを行い、保税地域から商品引き取りのため商品検査部に連絡させる。

輸入 (Import) 通関手順

- (1) 輸入者は、内容を記入した輸入及び再輸出フォーム (白色) の控え (IMPORTATION COUNTERFOIL) 及びバウチャー (IMPORTATION VOUCHER)、関連書類を税関に提出。再輸出地が輸入地と異なる場合は、再輸出手続書類を事前に当該税関に送付できるように、事前に別の税関で再輸出する旨を通知しなければならない。
- (2) 関税局は書類を検査し、免税番号もしくは納税番号 (あれば) を交付し、全書類を輸出者に返却し、納税手続 (あれば) を実施させ、保税地域から商品引き取りのため商品検査部に連絡させる。

A. T. A. CARNET に関する注意事項

- A. T. A. CARNET 制度対象商品でなければならない。生産プロセスでの使用のための輸入、修繕のための輸入等のその他目的での輸入の場合は使用できない。また輸入者は輸入フォーム (白色) に商品リストを追加することはできない。
- カルネの有効期限は交付日から 1 年間。輸入日から 6 ヶ月以内かつ有効期限内に再輸出しなければならない。
- 表紙 (緑色) には加盟国名及び保証者協会名を記載する。輸入者が期限内に再輸出しない場合や仮輸入条件を遵守しない場合、保証者 (タイの場合) であるタイ商工会議所が関税局に対して税金及び付帯義務分 (金額は輸入関税に 10% を加算した金額を上限とする。これを超過した額については関税局が輸入者から徴収) を支払わなければならない。
- 再輸出前に紛失した商品は、関税を全額納付しなければならない。

4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き

輸入者は輸入地の税関にて税金を納付しなければならない。輸入者が関税局と締結した保証契約や担保期限満了前に輸入税を納税する場合、関税局は輸入日の価格税率に基づく税金に加えて法令に基づく追徴金を徴収する。保証契約や担保期限満了後に納税を申告しても、関税局は保証金や担保金を執行することがある。

A. T. A. CARNET 制度を利用した場合

通常関税に月利1%の追徴金を加算した関税と付加価値税に月利1.5%の追徴金を加算した付加価値税を納付しなければならない（付加価値税の追徴金は本来の付加価値税額を上限とする。すなわち付加価値税を1,000バーツ納税し、追徴金が1,000バーツを超えても追加徴収額は1,000バーツ）。また、関税局は再輸出の証拠として輸入者に対して領収書を交付する。これにより輸入者は自国の商工会議所等（日本の場合は国際商事仲裁協会）に差し入れている保証金の返還を申請することができる。当該国の商工会議所等は、保証金返還前にタイ商工会議所やタイ関税局に納税書類が適切であるか確認することがある。

輸入者がこれらを納税せずに帰国した場合、保証者であるタイ商工会議所が関税局に対して税金及び付帯義務分を納付しなければならない。金額は通常関税に10%を加算した金額を上限とする。タイ商工会議所は輸入者の国の商工会議所等からこの金額を徴収（この場合、輸入者は保証金を没収され、返還を申請することはできない）する。

5. その他 小口通関に関して日本の輸出者が留意すべき事項

5-1. 規制省庁

規制品目 (Restricted Goods) については、所要の手続き（例えば、関連告示に基づき輸出入許可証を取得し、ラベルや分析証明書、薬品管理書類を添付しなければならない等）あるいは法令に規定を遵守せずに規制物品を輸入・輸出した者または通過させた者は、当該法令及び 1926 年関税法第 27 条及び第 27 条 2 に基づく違反により処罰される。

商務省外国貿易局が輸出入の管理のために規則を制定した商品の詳細は <http://www.dft.moc.go.th/> で確認することができる（輸入・輸出措置のある商品）。

その他の関連省庁による規制品目もある。

種類	規制担当組織
仏像、美術品、古美術品	芸術局（文化省）
武器、銃弾、爆発物	行政局（内務省）
植物類	農業専門局（農業・組合省）、森林局（天然資源・環境省）
動物類	国立公園・野生動物・植物品種局（天然資源・環境省）、 漁業局（農業協同組合省）
食品、医薬品、化粧品等	食品・薬品委員会事務局（保健省）
自動車部品	工業標準事務局（工業省）
タバコ・アルコール類	国内物品税局（財務省）
通信機器	タイ通信事業委員会特別事業認可事務局（通信省）

5-2. 通貨の持ち込み／持ち出し規制

(1) タイ・バーツ

旅行者は 1 人 50,000 バーツまでの通貨を国外に持ち出すことができる。但し、ミャンマー、ラオス、カンボジア、マレーシア、ベトナム（タイと国境を接する国）の場合は 500,000 バーツまで持ち出すことができる。これを超える額のタイ通貨を国外に持ち出す場合は、事前にタイ中央銀行の許可を得て、出国時に税関で許可証 (ThorTor. 5) を提示しなければならない。タイ通貨の持ち込みについての規制はない。

(2) 外国通貨

紙幣やコインで 20,000 米ドル相当以上の外国通貨をタイ国内に持ち込む／または持ち出す場合は、税関に当該外入国時は課税窓口（申告物品）で申告書を提出。出国時は関税事務局（スワンナプーム空港の場合なら Passenger Terminal の 4 階）に連絡する。申告しない場合や申告内容が不適切な場合は刑法違反となる。必要書類はパスポート、Boarding Pass、外国通貨申告フォームで、費用はかからない（所要時間は約 15 分）。

5-3. 物品の一時預かり制度

旅行者がタイ入国時に課税対象物品や規制品目のタイ国内への持ち込みを希望しない場合、**保税地域 (Customs Bond) に 2 ヶ月間まで物品預託**ができる。物品預託時に第三国行きの航空券を提示し、入国時に規定の手数料を支払い、出国時に航空会社に通知することで返却を受けることができる。

関税局の定める預託手数料 (1 梱包。梱包を含む重量)

梱包重量	日額 (パーツ)
20kg 以下	40
20kg～40kg	80
40kg 以上	150

関税を納付する必要がある物品、禁止物品、制限物品を輸入申告しなかった場合や申告が不適切だった場合、関税法に基づき、物品価格の 4 倍の罰金及び税金もしくは 10 年以下の懲役、あるいはその両方が科せられるので注意が必要である。

5-4. 液体、ジェル、スプレー等の機内持ち込み規制

近年の情勢から特に厳しいチェックを受ける物品として、液体やジェル、スプレー、その他同等の性質を持つ物質を機内に持ち込むことが禁止になっているが、持ち込める例外規定は以下のとおり。

- 容器に入れ、100ml まで(または他の単位の場合、同等の体積)とする。
- まとめて透明のビニール袋に入れ、合計で 1 リットル(約 20×20cm)まで。袋の口を密封する。(Transparent Re-Sealable Plastic Bag)
- 透明のビニール袋 1 袋まで (1 袋 1,000ml まで)
- セキュリティゲート (Security Screening Point) で、透明のビニール袋をノートパソコンや上着など他の所持品と別にする。
- 空港や機内の免税店で購入したものは、密封された透明のビニール袋に入れ、購入後の開封が疑われるような痕跡がないよう留意する。また、レシートなど当該旅客の移動日に免税店で購入したことを証明する書類が必要。
- 100ml を (たとえ少量であっても) 超える容器は機内に持ち込むことができないので、スーツケースなどと一緒に預けること。
- 運輸局が定める「液体、ジェル、スプレー」とは、水、飲料、クリーム、ローション、オイル、香水、スプレー、ヘアジェル、浴用ジェル、泡類、歯磨き粉、デオドラント、その他同等の性質を持つ物質のことを意味する。
- 適量の子供用のミルクと食物、薬は例外となるが、検査員によるチェックを受けなければならない。

5-5. その他の条件

- (1) テロ事件が発生した南部の空港では厳しく検査される場合がある。
- (2) 200 ドル以下の物品は原産地表示が不要 (200 ドル以上は必要)

以上